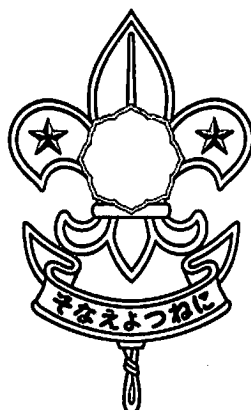


# 第2回ボーイスカウト東海4県連盟 合同野営大会

## 基 本 実 施 要 項

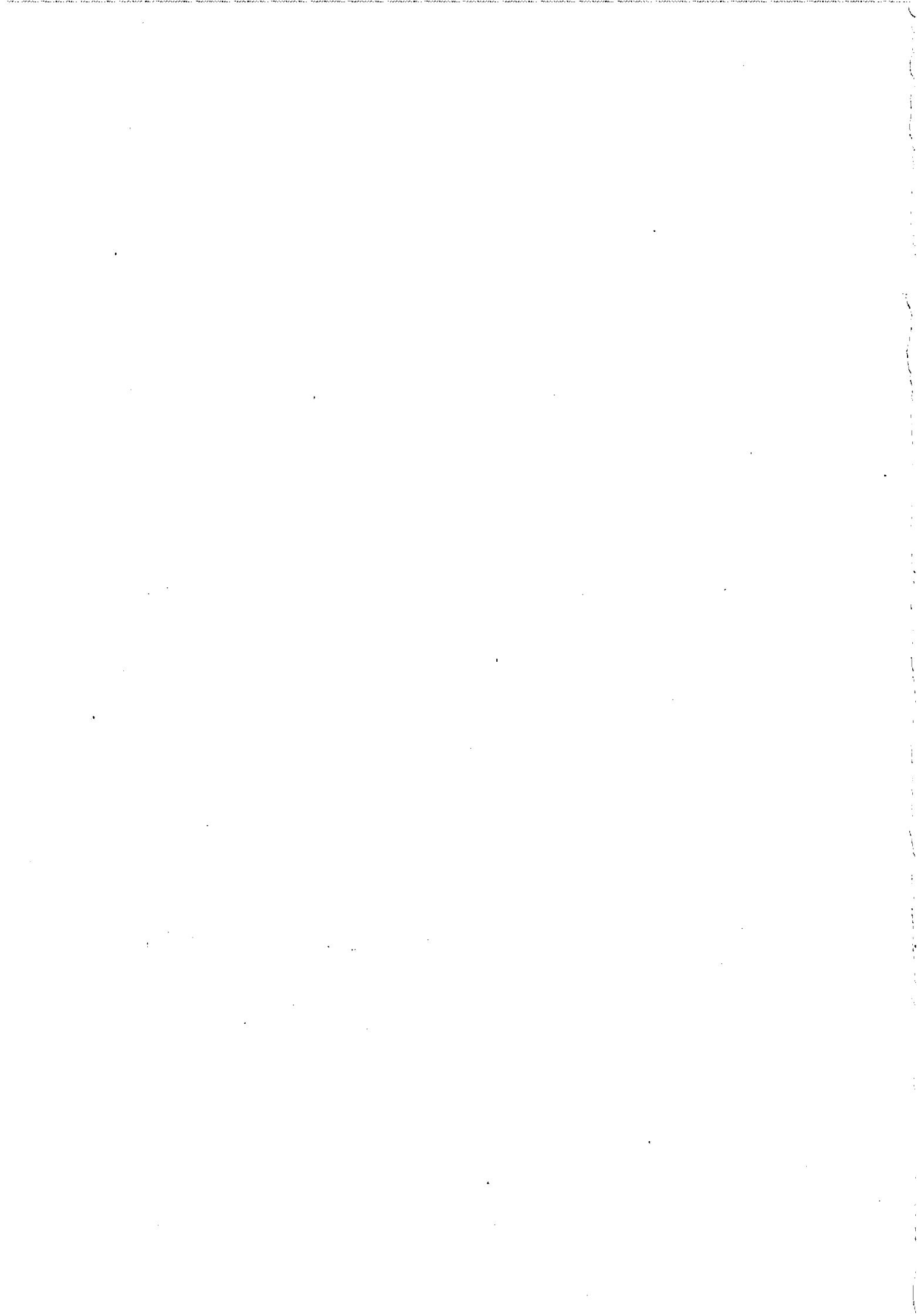


日本ボーイスカウト岐阜県連盟

一般社団法人日本ボーイスカウト静岡県連盟

日本ボーイスカウト愛知連盟

日本ボーイスカウト三重連盟



## 第2回ボーイスカウト東海4県連盟合同野営大会 基本実施要項

### 第1章 開催の目的

第2回ボーイスカウト東海4県連盟合同野営大会（以下「大会」という。）は、岐阜県高山市・日和田高原に、東海4県連盟内のスカウトが一同に集い、自然の中での野営生活を通じて、日頃の訓練の成果を発表し、参加者相互の友情と理解を深め、将来、地域社会に貢献できるスカウトの育成とスカウト運動のより一層の発展に大きく寄与することを目的とします。

また、広く海外のスカウト達との交流も深め、国際理解、国際貢献、国際協力の向上に努める大会とします。

### 第2章 大会の目標

大会は、その目的を達成するために、また、スカウトの夢を大きく膨らませ、日頃のスカウト活動への取り組みが実を結ぶ楽しい大会とするため、次のとおり、目標を設定します。

#### 【スカウトの目標】

- ① 「おきて」の実践を、自分で考え、行動し、振り返ることにより、自らの「ちかい」の心を育てます。
- ② 自然の中での野営生活を通して、環境の大切さを考え、自らを成長させる力を身につけ、多くの恵みに感謝します。
- ③ 自分の班、隊の仲間と切磋琢磨するとともに、大会に参加する国内外の多くのスカウトと交流し、友情を深めます。
- ④ 自らがこれまでのスカウト活動で身に付けた能力を発揮するとともに、大会のプログラムに積極的に参加し、更に心身を鍛え、技能を磨き、奉仕の心を育みます。

#### 【隊指導者の目標】

- ① スカウトの手本となるよう、指導者自身も率先して「おきて」の実践に取り組み、自らの「ちかい」の心を大切にします。
- ② スカウトが快適かつ安全に長期の野営生活を送れるよう、野外技能を十分に発揮するとともに、環境に配慮したスカウトキャンプが実現できるよう、指導を行います。

- ③ 日頃の班活動、隊活動の中でパトロールシステムが機能するよう支援するとともに、大会中は、スカウト相互の交流が実現する機会を提供できるよう心がけます。
- ④ 大会の主役は、スカウトであることを深く認識し、次のことを盛り込んだプログラムが提供できるよう考えます。
- ・スカウトの心身の成長に役立つもの
  - ・スカウトの技能の向上に役立つもの
  - ・スカウトに奉仕の機会を提供できるもの
  - ・スカウトが日頃の訓練の成果を発表できるもの
  - ・スカウトが自ら考え、行動し、評価できる機会を得るもの

#### 【大会運営者の目標】

- ① 大会運営者（大会本部要員、野営区本部要員）は、「スカウトの目標」、「指導者の目標」が達成できるよう、施設資材、野営管理、大会プログラム等すべての面からこれを支援するとともに、スカウト運動が地域社会に正しく理解されるよう最善を尽くします。

## 第3章 名 称

第2回ボーイスカウト東海4県連盟合同野営大会

## 第4章 テ ー マ

日 和 田 か ら 発 信 ！ 「 ス カ ウ ト の 絆 (きずな) 」

## 第5章 主 催

日本ボーイスカウト岐阜県連盟  
一般社団法人日本ボーイスカウト静岡県連盟  
日本ボーイスカウト愛知連盟  
日本ボーイスカウト三重連盟

## 第6章 後 援・協 力 (予定)

後 援：岐阜県、岐阜県教育委員会  
静岡県、静岡県教育委員会  
愛知県、愛知県教育委員会  
三重県、三重県教育委員会

協 力： 陸上自衛隊第10師団  
高山市、高山市教育委員会

## 第7章 会 期

平成28年8月5日（金）から8月10日（水）

- (1) 平成28年8月6日（土）の開会式に始まり、8月9日（火）閉会式の後、8月10日（水）の環境整備をもって終了します。
- (2) 会場は、平成28年8月4日（木）に開場し、同年8月10日（水）に閉場します。

## 第8章 会 場

主会場 岐阜県高山市高根町留之原1742-1  
日和田高原ロッジ・キャンプ場

## 第9章 参加予定者数

スカウト 3,300名 指導者 800名 合計 4,100名

〔 内訳 岐阜県連盟 500名、 静岡県連盟 1,200名、  
愛知連盟 2,000名、 三重連盟 200名、  
他県連盟 100名、 外国スカウト等 100名、 〕

## 第10章 参 加 者

1. 加盟員（スカウト、指導者）を対象とします。
2. 野営区本部要員及び大会本部要員については別に定めます。
3. ガールスカウトの参加を歓迎します。ガールスカウトの参加については、ガールスカウト各県連盟に一任します。
4. 国内及び外国スカウトの参加を承認します。
5. 広く同世代の青少年及び保護者の参加を歓迎します。

## 第11章 参加資格

### 1. 参加スカウト

平成28年度登録手続き済みで次の条件を備えている者。

- (1) ボーイスカウト以上であること。
- (2) 隊長及び保護者の参加承認を得た者。
- (3) 大会期間中、野営生活に耐え得る十分な健康状態である者。
- (4) 参加費を納入し、原則的に全日程参加できる者。

### 2. 参加隊指導者

平成28年度登録手続き済みで次の条件を備えている者。

- (1) 大会期間中、隊指導者として参加スカウトの指導、助言及び大会の運営に積極的に協力、奉仕する意欲のある者。
- (2) 大会期間中、参加所属隊と行動を共にできる者。
- (3) 隊長は、ウッドバッジ研修所を修了した者が望ましい。
- (4) 大会期間中、野営生活に耐え得る十分な健康状態である者。
- (5) 参加費を納入し、原則的に全日程参加できる者。

### 3. 野営区本部要員及び大会本部要員

平成28年度登録手続き済みで、次の条件を備えている者。

- (1) ローバースカウト及び指導者で地区の推薦を受け、各県連盟より委嘱された者。
- (2) 大会の運営に積極的に協力、奉仕する意欲のある者。
- (3) 大会期間中及び事前準備ならびに事後処理において、担当要員として役務を遂行できる者。
- (4) 大会期間中、野営生活に耐え得る十分な健康状態である者。
- (5) 参加費を納入した者。
- (6) 原則的に全日程参加できる者。

### 4. 外国派遣団

当該外国連盟が参加を承認した者。

### 5. ガールスカウト

ガールスカウト各県連盟を通じて申込みをした者。

### 6. 岐阜県、静岡県、愛知、三重連盟以外のスカウト

所属県連盟が参加を承認した者。

## 7. インストラクター

大会本部がプログラム関係等に外部から協力を依頼する専門スタッフ。

## 8. 特例

前項の規定にかかわらず、主催、後援団体の職員、その他で大会運営本部が必要と認めた者。

# 第12章 大会参加期間

## 1. 参加隊

- (1) 参加隊は8月5日（金）15時までに会場に到着し、所属野営区本部で所定の手続きを済ませた後、8月6日（土）の開会式までに設営を完了します。
- (2) 8月10日（水）12時までに環境整備ならびに撤営を完了し、所属野営区本部に報告し、点検を受け承認を得た後退場します。

## 2. 野営区本部要員

- (1) 全期間参加することを原則としますが、特別な事情により全期間参加できない場合は、あらかじめ交替要員を確保し、参加申込みをします。
- (2) 8月4日（木）15時までに到着し、各野営区本部で到着手続きを完了し、それぞれの担当役務につきます。なお、各野営区本部は野営区要員をまとめ所定の手続きにより運営本部長に報告します。
- (3) 8月10日（水）14時までに野営区内の環境整備ならびに撤営を完了し、野営区ごとに大会運営本部長に報告し、点検を受け承認を得た後退場します。

## 3. 大会本部要員

- (1) 全期間参加することを原則としますが、特別な事情により全期間参加できない場合は、あらかじめ交替要員を確保し、参加申込みをします。
- (2) 8月4日（木）13時までに到着し、大会本部で到着手続きを完了し、それぞれの担当役務につきます。
- (3) 大会終了後は、8月10日（水）16時までに撤営を完了し、配属組織ごとに運営本部長に報告した後、退場します。

## 第13章 参加費

参加に要する経費は、参加スカウト、指導者及びローバースカウト1名当たり 20,000 円とし、次により納入します。なお、外国派遣団についてもこれに準じます。

ただし、やむをえない事情がある場合に限り、全日程参加できない指導者及びローバースカウトについては、所属県連盟において別途定めることができます。

### 1. 予納金

参加スカウト及び指導者ならびにローバースカウトは、1名当たり 7,000 円を参加予納金として、予定申込みと同時に地区を通じて各県連盟に納入します。

### 2. 参加費残金

参加スカウト及び指導者ならびにローバースカウトは、1名当たり 13,000 円を参加費残金として、確定申込み時に地区を通じて各県連盟に納入します。

### 3. 経費内訳

参加費は、大会の準備及び開催に要する経費に充てます。

- (1) 開催までの諸準備費用
- (2) 8月5日(金)夕食から8月10日(水)昼食までの配給食材、給食費。
- (3) 参加章2枚及び各種配布資料等の費用。
- (4) 会場の設備費及び運営費の一部。
- (5) プログラム参加とその移動輸送費。
- (6) 大会期間中の救急医療費及び衛生費。
- (7) 傷害保険料、賠償責任保険料。
- (8) その他、大会運営本部の定めるもの。

### 4. 参加費の取扱い

#### (1) 予納金

予納金は、他の参加者の予納金等として振り替えることはできませんが、払い戻しはしません。

#### (2) 参加確定申込み時に納める参加費残金

いったん各県連盟に納入した参加費は、他の参加者に振り替えることはできませんが、払い戻しはしません。

#### (3) 外国派遣団は、参加申込期日及び手続き等の関係から、参加費を一括して確定申込み時に納入することができます。



## 第14章 参加申込み

### 1. 参加隊

#### (1) 参加予定申込み

- ア 参加希望隊は、参加予定申込書に必要事項を記入し、参加予納金1名当たり7,000円を添え、地区に申込みます。
- イ 各地区は、各団からの参加予定申込書を取りまとめ、予納金を添えて平成27年12月18日(金)までに各県連盟事務局に申し込みます。

#### (2) 参加確定申込み

- ア 参加希望隊は、参加確定申込書に必要事項を記入し、第13章に示す参加費残金13,000円を添え、地区に申し込みます。
- イ 各地区は、各団からの参加確定申込書を取りまとめ、参加費残金を添えて平成28年4月28日(木)までに各県連盟事務局に申し込みます。
- ウ 確定申込書は、各県連盟事務局より各地区を通じて各隊に送付します。ただし、確定申込書の1部は、参加隊が会場に携行します。

### 2. 野営区本部要員及び大会本部要員

- 参加予定申込み及び参加確定申込みは参加隊に準じます。
- ただし、確定申込書の1部は各自で会場に携行します。

### 3. 外国派遣団及び岐阜県連盟・静岡県連盟・愛知連盟・三重連盟以外のスカウト別に定めます。

### 4. ガールスカウト

- ガールスカウト各県連盟に一任します。

### 5. 一般参加者

- 別に定めます。

## 第15章 組織と運営

### 1. 運営組織

- 野営大会は、大会本部(通称:GHQ)と野営区(通称:サブキャンプ=SC)と参加隊で組織し、大会本部→野営区本部(通称:SHQ)→参加隊の系統により運営します。

## 2. GHQの編成

(1) GHQの組織は次のとおりとし、それぞれの分野、役割に応じて活動します。細部については、別に定めます。

- ・大会長 大会全般の総理
- ・副大会長 大会長の補佐及び大会長に事故あるときはその代理
- ・野営長 大会長の命を受け、大会全般についての指導、監督
- ・副野営長 野営長の補佐及び野営長に事故あるときはその代理
- ・運営本部長 GHQの運営及び各部の総括
- ・副運営本部長 運営本部長の補佐及び運営本部長に事故あるときはその代理、大会の安全に関する総括
- ・部長 野営管理、施設資材、配給、輸送、全体プログラム、場内プログラム、場外プログラム、総務、救護の各部の運営

※部長以下の編成については、各部長の判断により必要な係を置くこととします。

(2) GHQは、運営機能の必要部分をSHQに委任します。

(3) 連絡

- ア GHQから各SHQに対する連絡は、定時又は必要に応じて行います。
- イ 緊急を要する連絡は、GHQより電話をもって各SHQに伝えます。

## 3. SCの構成と任務

(1) 大会諸活動を展開するのに適切な数として7つのSCを設置します。

(2) SCの構成等

- ア SCの編成は、参加各地区の協議により編成し、各地区参加隊をもって構成します。また、SCの任務を遂行するために必要なSHQを組織し、運営します。
- イ 本大会の活動の単位として、各SC内の参加隊は、SHQの指示に基づき、大会の活動を展開します。

(3) SCの名称は、各SCごとに定めます。

(4) SHQの標準組織

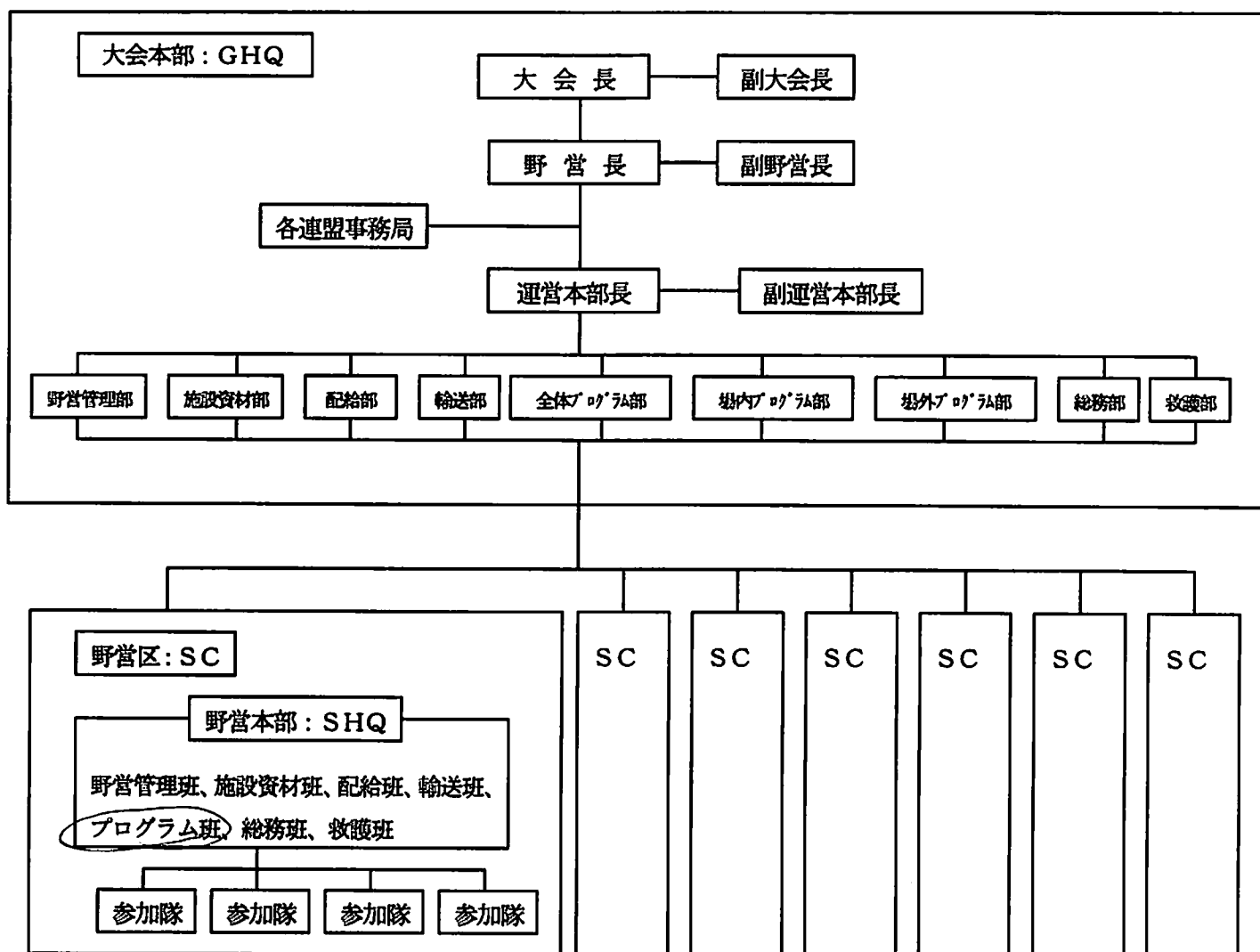
- ア 各SHQの組織は、各SCごとに定めます。ただし、大会本部の各部に準じた班を置くことを標準とします。
- イ ベンチャースカウトの活動の場を広げるために奉仕隊の設置を奨励します。

(5) SHQの任務

- ア 野営管理に関すること。
- イ 配給業務に関すること。
- ウ 参加隊の自主プログラムの奨励と援助等に関すること。
- エ 参加隊との連絡調整（隊長会議の主催と要望の反映）に関すること。
- オ 選択プログラムの実施等に関すること。
- カ 全体行事の分担と協力等に関すること。
- キ 健康の管理と安全等に関すること。
- ク その他大会の運営に必要な事項に関すること。

(6) 参加隊は、原隊参加を原則とします。やむを得ず、混成隊を編成する場合は、原隊の隊長の意向を反映するよう努め、各県連盟（地区）において調整します。

大会組織図



## 第16章 大会活動と日程

### 1. 日程編成の基本方針

参加スカウトが、その夢を大きく膨らませ、日頃のスカウト活動への取り組みが実を結ぶ楽しい大会とするため、特色のあるプログラムを設定し、多くの友情が含まれるよう、ゆとりある活動をめざします。

(1) 全体行事は、開会式、大営火、閉会式の3行事と宗教行事とし、参加者全員が一堂に集い開催します。

(2) 自主プログラム

日頃のスカウト活動の成果を発揮できる隊毎の自主プログラムを奨励します。

(3) 選択プログラム

ア GHQ及びSHQが示す日程に基づき、参加者が一定の基準に従って参加します。

イ 実施にあたっては、別に定めます。

(4) 大会の基本的な考え方に基づき、野営場整備および環境整備のプログラムを設定します。

### 2. 活動奨励賞の設定

(1) 参加スカウトの自主参加活動を奨励するため活動奨励賞を設定します。

(2) 活動奨励賞は、大会の活動が一定の基準に達した参加スカウトに大会長が授与し、各SC野営長から伝達します。活動奨励賞の細部は別に定めます。

### 3. 大会日程表

(1) 大会期間中の日程及び日課は別に定めます。

### 4. 国旗掲揚ならびに降納

(1) 国旗掲揚は、8時30分に行い、その方法は次のとおりとします。

ア 各所、すべての掲揚場において、8時30分にGHQがアリーナで行う国旗の掲揚と同時に、一斉に掲揚します。なお、掲揚手は正装とします。

(2) 国旗降納は、18時30分に行い、その方法は次のとおりとします。

ア 降納手は、正装で国旗降納の準備をします。

イ 18時30分国旗降納を行います。全員作業を中止し、そのままの服装で、国旗又は掲揚場の方向に向かい敬礼をします。

## 第17章 大会本部が準備する施設

### 1. 野営区域

#### (1) GHQの作業

各SCの地域割り当てを行うと共に、参加隊サイト、SHQ地域、広場、水道施設、仮設便所等を配置計画します。

#### (2) SHQの作業

各SHQは、GHQの定めるところに基づいて各SC内の参加隊へのサイト割り当てをします。

### 2. 公共地域と施設

アリーナ、中央広場、救護所、駐車場、バス発着場等の配置計画を行います。

### 3. 大会本部関係施設

大会本部、事務所、宿泊所、来賓休憩所、会議所、倉庫、食堂、行事用地域、その他必要な各種付帯施設の配置計画を行います。

### 4. 各種付帯施設

水道水汲み場、仮設便所、仮設シャワー、通信設備、照明設備、等の配置計画を行います。

### 5. 関係協力機関施設

郵便局等の臨時出張所の配置計画を行い、通信会社に臨時中継局の配置を依頼します。

### 6. 売店

需品売店（スカウト用品、記念品）、一般売店等の配置計画を行います。

## 第18章 安全衛生及び救護所

### 1. 健康調査

ア 参加スカウトは、出発前1ヶ月以内に、保護者が健康カードに必要事項を2部記入し、隊長の承認を受け、1部は本人が持参し、1部は会場到着と同時にSHQに提出します。なお、SHQ要員、隊指導者は各自で記入します。

イ GHQ要員（ローバースカウトを含む。）は、各自で記入し、1部を大会本部に提出します。

## 2. 個人衛生

参加スカウトは、各隊長の指導のもとに健康管理及び安全に留意し、注意事項を厳守します。また、参加指導者、SHQ要員及びGHQ要員は、自らの健康管理及び安全について留意します。

## 3. 環境衛生

(1) 仮設便所、水汲み場、シャワー場等の共同施設の清掃、消毒等は、SHQ及びGHQが担当します。

(2) 会場で焼却できないゴミ類は、分別して場外に搬出し処理しますが、分別方法及び処理等については別に定めます。

## 4. 救護所

参加者及び会場における一般参加者の救護に万全を期するためGHQ内に救護所を設置するとともに、GHQが委託する場外の病院等の医療施設に依頼します。

## 5. 安全管理

安全管理に関する事項は、別に定めます。

# 第19章 輸 送

1. 参加者の居住地から会場までの往復の交通の手配と経緯は、GHQより連絡をいたします。

2. 参加隊の会場到着日時、退出日時、その他の細部については、別に定める輸送計画によります。

3. 大会参加に関する駐車要項及び輸送の経路および大会期間中のプログラム参加に必要な輸送の経費は、別に定めます。

# 第20章 大会の食事

参加者への食糧配給および給食期間は、8月5日（金）夕食から、8月10日（水）の昼食までとします。

## 1. 配給

- (1) 配給は、GHQから各SHQに、各SHQから各参加隊の系統により行います。
- (2) 配給以外に、プログラム等により別途各SHQが指定業者から直接調達もできます。方法等については別に定めます。
- (3) 配給食糧は、副食材料及び調味料とし、主食の米麦は支給しません。
- (4) 炊事用燃料は、薪を原則とします。
- (5) 8月5日(金)昼食以前及び8月10日(水)夕食以後の食事は、参加隊により準備します。なお、各SHQ及びGHQについては、別に定めます。
- (6) 救護所患者用の食事は、別に定めます。
- (7) 非常用、緊急用の食事は、必要に応じて配給します。

## 第21章 通 信

### 1. 臨時郵便局の設置

会場内に臨時郵便局を設置します。

2. 日本ボーイスカウト愛知連盟アマチュア無線局などを会場内に設置し、選択プログラムでの運用をします。
3. 大会公式ホームページを開設します。
4. 通信会社の臨時中継局の設置依頼をします。

## 第22章 服装及び携行品

### 1. 服装

- (1) 開会式、閉会式は正装とし、所定の記章、標章のほかに参加章は、制服の右ポケット中央部に付けます。
- (2) 自隊のサイト内及び作業に従事する場合は、それにふさわしい服装とします。
- (3) プログラムに参加するときの服装は、別に定める「プログラム・ガイドブック」によります。

## 2. 携行品及び野営装備

携行品及び野営装備は、快適な野営生活を維持し、楽しい大会活動が展開でき、しかも環境整備に配慮する事を考慮し、簡潔で精選されたものを準備してください。その標準は、次のとおりとします。

### ア 個人携行品

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| ○加盟員登録証          | ○水着          |
| ○ユニフォーム          | ○パジャマ        |
| ○作業着             | ○作業用手袋       |
| ○寝具類（寝袋等）        | ○水筒          |
| ○雨具              | ○洗面具         |
| ○各種着替え           | ○針糸等補修用具     |
| ○ロープ             | ○筆記用具        |
| ○ナイフ（旅行中は腰に下げない） | ○交歓、営火用品     |
| ○コンパス            | ○健康保険証（コピー可） |
| ○懐中電灯            | ○救急用品（持薬等）   |
| ○食器1組（個人用）       | ○主食材料        |
| ○運動靴、長靴（雨天用）     | ○健康カード       |

※ その他、各自が参加するプログラムで活動に必要な道具は「プログラム・ガイドブック」によります。

## 3. 隊・班の携行品及び装備

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| ○テント、フライシート、グランドシート |             |
| ○救急薬品一式             | ○工具一式       |
| ○修理具一式              | ○配給開始前後の食料品 |
| ○炊具一式               | ○国旗（隊ごとに一式） |
| ○会場周辺の地図            | ○班旗、隊旗      |
| ○確定申込書              | ○灯具         |
| ○その他、野営に必要と思われる物    |             |

## 4. SHQ

- 炊事用プロパンガス器具  
(本大会では参加隊以外はプロパンガスを使用します。)
- プロパンガス用のコンロ（ガス器具）  
(注意) ホースの2マタ使用は禁止のため、器具は元栓1カ所につき1個の使用とします。
- プロパンガス用のゴムホース  
コンロの数分



- ゴムホースバンド コンロの数分
- ガスコンロを置く台
  - ※ プロパンガスに関する細部については、別に定めます。
- その他、大会運営に必要な物

## 第23章 見学者の来訪

### 1. 見学者の来場

会場への見学スカウト等来場は、8月6日（土）から8月9日（火）までの期間とします。

### 2. 見学スカウト隊等の取扱い

見学スカウト隊の見学参加費については、無料としますが、あらかじめ見学の計画書を各県連盟事務局に提出してください。

### 3. 輸送

輸送については、各見学隊が計画に基づき実施します。ただし、駐車場については、別に定めます。

### 4. 宿舎及び食事については、各見学者で計画し、実施してください。なお、安全管理上、見学者が会場内に宿泊することは、認められません。

## 第24章 その他

### 1. 車両統制

- (1) 会期中は会場内における個人車両の使用はいっさい認めません。
- (2) GHQ用運営許可車両、SHQ用運営許可車両、警察、消防、自衛隊、報道、郵便、その他GHQが定める業務用車両の運行統制は、別に定めます。